平成２８年（フ）第２２５号
埼玉県越谷市宮本町１丁目２－７－102
債務者　山崎　正仁
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花崎　浜子
4　破産債権の届出期間　平成28年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１１８号
東京都品川区荏原４丁目３－９－301
債務者　池田　健彦
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　　純
4　破産債権の届出期間　平成28年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９９号
東京都江戸川区南葛西４丁目10－６－201
債務者　工藤　　一
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籔本　義之
4　破産債権の届出期間　平成28年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３５号
東京都足立区新田３丁目35－22－401
債務者　豊川哲こと　任　　哲宇
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　保晴
4　破産債権の届出期間　平成28年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９５号
神奈川県横浜市港南区上大岡西２丁目９－10－301
債務者　倉本　　暁
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　裕幸
4　破産債権の届出期間　平成28年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２号
横浜市都筑区川向町1349番地　十辰マンション309
債務者　高木　征治
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長瀬　陽朗
4　破産債権の届出期間　平成28年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６２号
東京都調布市菊野台２丁目23－１－201
債務者　波多野直通
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田耕次郎
4　破産債権の届出期間　平成28年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年６月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１４１３号
さいたま市浦和区常盤１丁目２番24－201号
債務者　木澤　和佳
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４１７号
埼玉県朝霞市膝折町４丁目３番６号　Ｃ棟、旧住所埼玉県和光市新倉２丁目19番45－104号　リーベスト和光Ⅱ
債務者　関　　英司
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４１８号
埼玉県朝霞市膝折町４丁目３番６号　Ｃ棟、旧住所埼玉県和光市新倉２丁目19番45－104号　リーベスト和光Ⅱ
債務者　関　　洋子
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５１８号
埼玉県上尾市上町２丁目５番10号　フラットＡ304
債務者　成田　金則
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５１９号
埼玉県新座市北野１丁目３番４号　キャトルメゾン102号室、旧住所埼玉県新座市北野３丁目10番17号　シャイニングＫ－１・307号室
債務者　金子　昌平
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２３号
埼玉県川口市芝４丁目15番６号　コーポアイ202
債務者　岩崎　尚幸
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５６５号
埼玉県越谷市大字大房918番地１　102
債務者　加藤つばさ
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６００号
埼玉県越谷市大字恩間488番地３、旧住所埼玉県三郷市半田418番地　エフローレ新三郷216－822号
債務者　富田さとみ
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係